

かわら版 17 稿 「ドメスティック・バイオレンスとハーグ条約」

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、親密な関係にある人が、何らかの方法を使って相手をコントロールすることです。この DV がある（あった）相手との子供を、相手の同意を得ずに日本に連れて行こうとした場合、ハーグ条約はどう適応されるのでしょうか。

DV とは：

- 身体的暴力：殴る、叩く、蹴る、首を絞める、突き飛ばす、物を投げる、など
- 精神的暴力：おどす、常に非難する、屈辱的な非難をする、無視する、あざける、罵倒する、怒鳴る、話を妨害する、など
- 性的暴力：パートナーの意思に反して性行為を強制、要求し、相手の品位を落とすような扱いをする。避妊しない、など
- 社会的暴力：家族や友達に会えないようにする、電話の監視、手紙を許可なく読む、外出先の限定など
- 経済的暴力：被害者にお金を渡さない、働かせない、など

このように様々な形の暴力があり、配偶者、元配偶者、（元）交際相手、（元）同棲相手との関係を指します。人種、貧富、宗教、教育の差やセクシャルオリエンテーション（性的指向）に関係なく起こります。また DV には独特のサイクルがあると言われており、それは「緊張の蓄積期」（文句が増えピリピリした時期）・「暴力の爆発期」（実際に暴力が起こる時期）・「解放期」（急に優しくなる時期）が程度の差はありますが、順番に繰り返されます。

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の「子を戻さないことが認められるケース」として、子供を求めている親がその子に暴力をふるう、または一緒にいる一方の親に暴力をふるって（DV）いて、それが子供に重大な危険を与えている、という場合があります。

こうした、子とともにいる親に対してもう一方の親から DV があり、ハーグ条約と関わる場合は、以下の点に留意する必要があります：

1. DV を理由に返還拒否事由（子を戻さないこと）を主張する場合は DV があったことを示す客観的な証拠を収集し（保護命令、通報記録など）、自らが裁判で主張する必要があります。
2. ハーグ条約で定めていることは、移動する前にいた国に子を戻すことであり、もう一方の親の元に戻すことではありません。もう一方の親が、その国の保護制度（保護命令、シェルターなど）が機能していることを示し、それが認められれば、裁判で返還命令（子を移動する前にいた国に戻す）が出る可能性があります。
3. 子とともにいる親に対して、もう一方の親による暴力があったというだけでは、子への重大な危険が認められないことがあります。移動する前にいた国に戻った場合、再び暴力を受ける可能性があり、それが子に対しても重大な危険であることが認められない限り、返還命令が出る可能性があります。

ハーグ条約に関わるにしろそうでないにしろ、自分たちの関係が DV に当たるのか、どのように解決をしていけばよいのか、相手がいうように自分が悪いのではないかなど、不安や心配なことがあると思います。このような経験をされている方のためにも、私たちは 24 時間相談を受け付けています。どのような些細なことでもご遠慮なく、電話やメールでご相談ください。一緒に解決策を考えていきましょう。

JB Line は相談頂きました方のプライバシーを大切にしております。原則として相談者の許可なく相談内容を他者（ご家族やその他の友人・関係者なども含めて）に伝えることはありません。

781 (296) -1800 help@jblines.org (24 時間 365 日対応しています)

(JB Line/渡邊)